

第4回地域主権研究会 会議録【要約】

平成22年3月27日(土) 14時~16時

白兔会館2F「飛翔の間・西」

<あいさつ>

平井知事 皆様、こんにちは。

本日は、大変お忙しいところ水野先生、坂口先生、そして吉弘先生にお越しを頂きまして、最後に多分なるとは思いますが、地域主権研究会を開催させて頂くことにさせて頂きました。今年度秋から、この研究会を開かせて頂きまして、鳥取県発で私たちが「これなら妥当する」と考えられます地域主権の理想像を描いてみようということで、委員の皆様には、ご協力を頂きまして最終的な取りまとめの段階まで至りました。本当に皆様には、感謝を申し上げたいと思います。

今日、これから、事前に色々と調整をさせて頂いた素案をご覧頂きながら、ご意見を頂戴しようということにさせて頂いております。神野スーパーバイザーにも別途お話をさせて頂いております。その状況については林の方からご報告を申し上げますが、もし可能であれば今日、最終的にはスーパーバイザーと私どもの事務局とに一任をして頂きまして、最終的なものは発表させて頂く段階へと進ませて頂きたいと考えております。制度の方は、地域主権改革がよいよ本番に入っております。夏ごろにおきましては、大綱をまとめようということをおっしゃいます。今、提案中の国会の方でもまずは、第一段階の見直しを出して頂いているところであります。こういうことなどを含めてだんだんと地域主権の姿が固まってくるだろうと思います。その際に、議論の一つとして鳥取県で提案をさせて頂きます、地域主権改革のひとつのアイデアといえますか、理想像を出させて頂きまして、随時、政府側に働きかけをしていく材料にさせて頂ければと思っております。本当の意味の地域主権国家とはどういうものか、それはやっぱり住民などが地域のために役に立つ、そういう装置としての国・県・市町村の国家構造だろうというふうな考えです。そこでは、住民自治がきちんと作用しまして、身近なことを中心に、自分たちが決められる、住民の皆様が決められる、地域のために決められるという姿を作ろうとしております。その際に従来では、ひし餅型・重層構造になっておりました。市町村と県と国とが強固に縦割りで結びつきましておりました。こういうふうに餅が重なっていたような状態をはがし、3段ロケットのように国と県と市町村とで、住民の皆様にとって最大のパフォーマンスを得よう、一番良い効率的な行政サービスを提供しようと、モデルを転換しようということになります。皆様から頂いた詳細なアイデアが込められまして、事務局の方で、研究会の答申案として意見をまとめさせて頂きました。

皆様の方で、ご議論をいただきまして、実りの多い会になればと期待しております。本日、限られた時間ではありますが、活発なご意見を頂きまして最終的な素晴らしい案ができますことを期待しまして私の方からの挨拶に代えさせて頂きます。どうか、よろしくお願い致します。

林企画部長 それでは、今、知事の方から、申し上げましたけれども、神野先生が諸事情のために欠席ということで、吉田委員もどうしても都合がつかないということで欠席ということで、今日の議論も踏まえてまたあとでご報告をさせて頂きたいと思います。

今日は、第3回までの議論を踏まえ、そのあと委員の皆さんのご意見を伺ってまいりました、その内容を、提案という形でまとめております。また、委員の皆さんのご意見を踏まえた内容についても取りまとめておりますので、またこれもご報告を申し上げたいと思っております。本日、我々に頂いた意見につきまして、意見を踏まえましてもう一度、その提案の内容について整理をいたしまして、スーパーバイザー、それから我々の方で整理をさせて頂きたいということでございますのでよろしくお願い致します。それでは、さっそく議事に入らせて頂きたいと思っております。地域主権型社会の提案についてということで事務局の方から内容をご説明させて頂きます。

< 議事（鳥取県発地域主権型社会の提案について） >

事務局 はい、鳥取県発地域主権型社会の提案ということで、その案につきまして説明をさせて頂きたいと思っております。

前回の研究会以降、ご意見等を伺いまして修正をしておりますので、その修正した点等を中心と致しまして説明の方をしたいと思っております。概要という2枚ものものと案ということで作成したものを用意しておりますので、そちらの方を見ながら、ということをお願いしたいと思います。まず案の方の、1ページのところで「はじめに」ということでページの中ほどに、アンダーラインを引いておりますけれども、住民と地域のための地域主権改革を進めていく事、それから、地方と国とを通じて効率的行政サービスを確立するための地域主権改革を進めていく事、それから3つ目といたしまして、地域の自由と自立とを保障するための地域主権改革を進めていくという事。こういった、この国、県、市町村がそれぞれの役割を明確に分担しながら連携するということで、最高の行政サービスに到達するような、3段階口ケットのような行政スタイルをしていこうという考え方でございます。そして、こういった提案を具体のものにしていくためには、地域住民の行政への参加も必要ということで、住民が参加するスタイルでの新しい地域主権型社会を築いていくために、それぞれの主体による取組を進めることが必要というまとめ方をしております。

続きまして、2ページ第一章のところでございますが、地域主権型社会のイメージということでもあります。「提言」というところを見て頂きますと、まず地域住民の選択のもとで地域のことは地域が決定していくということ。それから、県、市町村が行政サービスの責任者として徹底して行政を進めていく。国は、地方自治の保証人的な立場として位置する。それと、地域の自治組織やNPOへ業務の事務等を委託することによって、新たな公共が行政サービスを提供する。それから、標準的な行政サービスが確保できるような新しい連携のしくみの構築。それから、地方税財政制度の財源保障機能を強化していく。そういったまとめをしております。

第2章が、国、県、市町村各行政主体の役割とそれぞれの責任の分担、そういったところをまとめております。4ページに各行政主体の役割を考えるにあたっての基本的な視点ということで基本的な考え方をまとめているところでございます。

まずは、先ほどの知事の挨拶にもございましたけれども、従来の「3段重ね(ひし餅)」型の行政のスタイルから、「3段ロケット」ということで、効率的でパフォーマンスの高い「3段ロケット」型の行政スタイルへ持っていこうと、そういったことでそれぞれの各行政主体の役割というのは、それぞれが重なり合うような、これまでの「重層・重複型」のスタイルから、分担して連携していくような「分担・連携型」へと、こういった形を変えていこうという事。それから、国の役割は国じゃなければできない仕事に限定をして、地方でできる仕事というのは地方で実施をしていく。それから、地域主権確立のためには、住民の責任と選択による自治運営が基本ということ。それから、市町村で対応できないものは県、県で対応できないものは国、といった「補完性の原理」に基づいて、住民に身近な行政は住民に近い市町村で実施していこうというまとめをしております。具体的なそれぞれの国、県、市町村の役割といったことにつきましては、6ページのところでまとめております。

これまでの議論、それから皆様方から頂きましたご意見を踏まえまして修正等を加えたところでございますが、これまで市町村の役割という事で、例えば、環境保全でありますとか、産業廃棄物でありますとか、食品行政、こういった部分に関しては、市町村の方でやってはどうかという提案をしておりましたけれども、これらの環境保全、それから産業廃棄物、食品行政につきましては、県でやってはどうかという位置づけをしております。

それから、市町村の役割の福祉分野の始めのこの生活保護の部分でありますけれども、ここにつきましては、現金給付などに係る財源、これは国が全額きちっと保障していくという旨をはっきりと伝えるようにしております。

それから、医療政策の関係でございますが、これまでは県の仕事ということで、県の役割というふうに位置づけしておりましたけれども、医療政策につきましては、国民健康保険ですとか、後期高齢者医療制度、あるいは地域医療から高度医療までをそれぞれ提供するといったこと等ございますので、医療政策につきましては、国、県、市町村がそれぞれの役割をもって取り組む、そういった分野ということで整理をしております。

それから、福祉の分野につきましては、これまでは障がい福祉でありますとか、児童福祉の分野につきましては、市町村の仕事ということで特化して整理をしておりましたが、そういった分野の中におきましても、高度な専門性を要する分野もございますので県の一番下のところにありますけれども、福祉の中でも高度専門分野ということで障がい福祉、児童福祉にかかる高度な専門性を要する分野、これにつきましては、県の役割ということで整理をしてはどうかという形にしております。

こういった、役割分担を再整理をいたしまして、資料でいいますと7ページ以降に具体的にそういったことにつきまして定義をしております。

7ページの括弧の2、「大胆な事務の地方移管と地域主権型行政体制の確立」ということで、

大きく2つの要素につきまして、この中で定義をしております。一つは、「大胆な事務の地方移管」ということで、国の出先機関が原則廃止されるということ踏まえまして、国の出先機関がやっているもののうち、基本的には原則地方の方で対応できるという考え方で、そういったものを地方で対応するという定義をしております。ただその際に、国の出先機関の事務の移管に伴って必要となります「人」、あるいは「財源」そういったものは国が確実に措置をするということ。それから、地方の自由度が高くなるように、義務付け・枠付けを見直すということ。こういったことにつきまして、定義をしていくといくところでありまして。それから2つ目の要素が、地域主権型行政体制の確立ということで、県と市町村との役割分担につきまして整理をしております。この定義にあたりましては、補完性の原理をベースといたしまして、整理をしております。市町村は主に住民に身近な「人に近い行政」を行う。県は、主に、基盤づくりでありますとか、産業あるいは、広域行政等、それから先ほどの高度な専門性を有する福祉に関する分野について県の方で対応するというふうにしております。

それから、現在、市町村が担っております医療保険の分野につきまして、国において一元化をしまして、国が財政の最終責任を負うという形に整理をしております。13ページ、14ページが国の出先機関の事務の地方への移管につきまして、それから15ページ以降が各行政分野を担う主体につきましてそれぞれ整理をしていきたいと思っております。この15ページの一番下ですけれども、障がい福祉、それから16ページの上の児童福祉につきましては、高度な専門性を要する分野につきましては県が実施をする、こういった定義をしているところでございます。それから17ページの一番下でありますけれども一般廃棄物、資源リサイクル、産業廃棄物という部分でありまして、産業廃棄物につきましては、市町村ではなく県の方で対応をするという定義をするところでございます。それから同じく、17ページの上の方、医療政策・病院というところがありますけれども、医療政策につきましては、国民健康保険等に密接に関係いたしまして、または国、県、市町村が地域医療から高度医療まで、それぞれの必要性の観点から公立病院を設置する、そういった分野であるので、それぞれの主体が実施をするというように整理したいと思っております。次に21ページになりますけれども、個別の分野に係る役割分担の検討ということで、特にこの研究会におきまして、分野を特定しまして検討、研究して頂きました部分につきましてまとめております。まず一つ目が、医療保険の分野でございまして、医療保険につきましては、国の責任のもとで全ての医療保険制度を全国レベルで一元化をして、国民皆保険を堅持する、そういった提言をしてはどうかということでございます。2つ目は、介護保険の分野でございまして、介護保険につきましては、県が保険者となって県下全域で保険料が安定化するように制度化する、そういった提言をしてはどうかということでございます。その際、介護保険料を県下一律同額でいたしますと、現在市町村で行っております介護予防の取り組みでありますとか、提供するサービスの違い、特に介護予防の取り組み、それに一生懸命取り組むことによって、介護保険料が安くなると、そういったインセンティブを働かせることも必要ではないかといった点について考慮して、保険料を設定することも検討が必要ではないかということにしております。次に、教育委員会と義務教育の関係でありますけれども、市町村が教職員の給与を負担するという形で現在から仕組みを

変える。その際、教職員配置を広域的に進める観点から、人事等につきましては、県が持つという形の整理であります。それから、教育委員会制度でありますけれども、教育委員会は廃止をして、首長部局の方が教育部門を所管すると、ただし、その首長部局をサポート・監視強化するために附属機関を設置してはどうかという提言内容でございます。ただ、当面の対応と致しまして教育委員会の必置規制を外して、任意設置するということも結果的に考えてはどうかと整理しております。それぞれの具体的な検討資料を、22ページ以降で記載をしております。続きまして、27ページが自治体間パートナーシップ等による執行体制ということで、具体的にこういった形の執行体制を構築していくかと、そういった点につきまして記載をしております。「提言」とあるところの大きな1番(1)基礎的自治体である市町村の執行体制の確保・強化、市町村間の事務の共同化のところに書いておりますけれども、問題意識といたしまして現在、制度化されております、事務の共同化の手法である一部事務組合でありますとか、広域連合、地方自治法上は特別地方公共団体と位置づけられておりますけれども、設置の手続きが複雑・厳格でありまして、実際に事務をするにあたりましても機動性に欠ける、そういった点があります。一方、同じく法律上制度化されております協議会でありますけれども、こちらは使いやすい反面、この協議会には、法人格がないという点がありますので、許認可等の事務を行う主体としては、なじまないなどの課題もあります。地域主権型社会におきましては、簡素で効率的な共同事務処理組織の創設が必要ではないかと、こういった問題意識をもっております。

こういったことを踏まえまして、29ページにございますような、簡素で効率的な「中間的な自治体」、いわば、ハイブリット型のサービスを提供主体というような、事務執行連合といったものを提言してはどうかというような整理をしております。県と市町村、市町村間での共同事務処理を行うための仕組みと致しまして、新たに、ハイブリッドサービス提供主体と致しまして、中間的な自治体を提案しようということでございます。この中間的な自治体には、法人格を持たせまして、ここが許認可等の法的な主体になると、そういった新たな制度の提案ということでございます。税財政制度につきましては、31ページ以降に整理をしております。31ページの括弧の1、地域主権型税財政制度への移行、こちらの部分が、税財政制度についての総括的なまとめをしているところでございます。まず一つは黒丸のところでございますけれども、地域固有の権利として、全国どこでも標準的な行政サービスを保障する地方税財政制度が整備されることが大前提だということ。それから、そのために地方税、地方交付税、一括交付金などを含めまして、段階的に財税政制度を充実強化していくことが必要不可欠であるということ。それから、国民負担と公共サービスのあり方等に関する議論を踏まえた上で、税制の抜本改革でありますとか、財政調整機能の強化でありますとか、財源確保策の検討が根源的な課題であると、こういった整理をしております。具体的に、それぞれの項目等につきまして、33ページ以降にまとめております。まず、33ページが地方税体系の再構築ということでございまして、地域主権にふさわしい地方税財源確立に向けた税体系の抜本改革を実施するというところで、ひとつは、今後増大する行政需要を賄うために、消費課税における地方消費税の割合を大幅に高めるということで、国と地方の消費課税の割合を1：1にすること、こういったことを盛り込んでおります。

それから、今後ますます必要となる環境対策への地方の役割、こういったことを踏まえ、地方環境税を創設する、こういったことを盛り込んでおります。次に、35ページであります。地方共有税など財政調整機能の強化ということでありまして、国から地方への税源移譲にあたりましては、単純に地方税への税源移譲だけがされますと、鳥取県のような地方にとって不利になる、格差が拡大するというふうになりますので、財政調整機能の強化をセットで実施するということ、求める必要があるということでございます。それから、地方財源の健全な確保のために、国民議論を踏まえた税制の抜本改革が必要であるということ。それから、財政調整につきましては、都市と地方の民間資本による社会的インフラ整備の寄与度の格差でありますとか、経済的な不効率、環境への影響などを低減し、国土の均衡ある発展の観点からも必要と、こういったことでまとめております。最後は、37ページで一括交付金、地域主権交付金に関してまとめております。一括交付金につきましては、地域主権交付金と致しまして、最終的には地方の一般財源に移行するという。それから、一括交付金化に際しましてスリム化等を理由とした削減を行うことなく、また、制度化後も経済情勢の変化等によりまして所要額との乖離が生じる場合には、国においてきちっと予算措置を講じるなど総額を確保することが必要だということ。一括交付金の配分にあたりましては、団体ごとの事業量に応じた配分と、事業に必要な費用に地域で差があることを反映した配分が可能となる仕組みを合わせ持ったものをルール化するという必要があると、こういったことを整理しております。資料の説明は、以上で終わります。

林企画部長 続きまして、各委員さんから頂いたご意見等をご説明しようと思っておりますけれども、先ほど知事の方からお話がありました、神野先生にも事前にお話を伺いました。まずは、国で地域主権の取組みが進んできている中で、住民の目線での地域主権というものを進めていく必要があるということで、この提言につきましても、国、県、市町村の関係というものを、どういう姿を描くのかということをしかり示す必要がありますね、ということでした。少し県の方が、なんぼか受け持つように考えたものですから、そうした部分で整理する必要がありますね、というお話がございました。それから、現金給付は、国でという考え方で常にお話を頂いておりますが、生活保護の中でも給付のものがあるということで、これについては整理をしておく必要があるのではないかというお話がございました。それから、医療の部分で国に一元化をするということにつきまして、医療政策、病院については、国も持ってるし、都道府県も持ってるし、市町村も持ってる、それはそれぞれやっばりいるんじゃないだろうかということで、全て県にしていたものですから、どうかというようなお話があったところでございます。そういったことも踏まえまして、他の委員の皆さんの方からも同様のご意見を頂戴致しております。その整理したものを、また続きましてご説明をさせて頂こうと思っております。

事務局 一枚もので提案の取りまとめにあたっての研究メンバーからの意見とその整理、対応等についてという資料を用意しております。それぞれにつきまして、簡単に説明させて頂きたいと思っております。今回の取りまとめにあたりまして、頂きましたものに関しまして、意見等それぞれ

について、今回事務局の方で案ということでお示したものの整理、そういったことをダイジェストでまとめております。まず、一つ目でありまして、各主体の役割分担につきまして、融合型的な部分を増やしていくと、結局今と変わらなくなる。これは神野先生がこういったスタンスでご意見をいただいております。これにつきましては、今回提案します役割分担、「3段階ケット型で国、県、市町村の役割を明確に分担した上で、連携する姿を表したもの」という形で定義をしております。それから、二つ目でございますけれども、住民目線・住民との関わり、あるいは、NPOの位置づけ、そういったものがどうなるのか、あるいは、見えにくい、こういったご意見を頂きました。これにつきましては、案の冒頭の「はじめに」の部分におきまして、提案を具体的なものにしていくために、地域住民の行政への参加、そういったものも必要であるといった旨を記載をした他、今後、県・市町村ともにNPOや地域自治組織との具体的な連携体制を築いていくこと。それから、住民参加によるサービス提供の体制整備が必要であること。こういったことからNPOにおきましては、専門的な知識や技能を活かしまして、高齢者や障がい者の方への福祉サービスや普及啓発事業などが想定される、そういった旨を記載したところでございます。それから、3つ目が生活保護の観点ということでございますけれども、現金給付が国の仕事という観点からいくと、生活保護が市町村の役割となっているのはどうかというご意見がございました。この部分については、現金給付等に要する財源は国が全額を保障する旨を記載したところでございます。それから、4つ目で医療政策が県の役割となっているけれども、国・県・市町村がそれぞれ公立病院を持っているように、各主体に関わりがある分野ではないかと、こういったご意見がありまして、これにつきましては先ほどご説明致しましたように、それぞれの主体がそれぞれの必要性や観点から、実施をするというこういった整理を致しました。それから、5つ目でありまして、県が介護保険の保険者になると、市町村が介護予防の取り組みに力を入れるインセンティブが働かなくなるということで、介護保険料の段階を分けるなどの対応が必要ではないかというご意見につきましては、市町村の介護予防の取組等を考慮して、保険料を設定することを検討する旨を記載をしたところでございます。次に、医療保険につきまして、命を守るということは、全国どこでもまず対応しなければならないということで、この医療保険の分野につきましては、地域で命の格差が生じないように国が責任を持つべきと、この点につきましては、国の責任の下、全国レベルで一元化をしようという整理をしたところでございます。それから、介護保険につきまして医療保険と同様に、保険者として国で一元化する、そういったことを考えてはよいのではないかというご意見がございました。医療保険につきましては、命を守って全国どこでも医療サービスを受けることができるそういった制度であるのに対しまして、地域において介護サービスを提供する介護保険は、地域との関連性が強いということで、市町村により近い県段階での一元化が妥当ではないかという形の整理をしております。それから8番目でありまして、産業廃棄物行政につきましては、当初整理をしておりました。市町村が担うといったことが難しいのではないかとということで、これは県が実施をするというふうに整理を致しました。9番目で、産業振興・観光振興につきましては、市町村においても、地域おこしや町づくりとして、取り組んでいるということで、広い範囲では県の役割とした上で、県との連携した取り組み

が必要と意見がございまして、産業振興・観光振興の分野におきまして、県の役割としながら、市町村が主体的に取り組むべきまちづくりに関連する分野、これは市町村が実施するといった形の整理を致したところでございます。次に、10番目でございますが、国の出先機関が行う事務のうち、金融行政に係る検査など、専門性が高く、経験年数を要するような業務につきましては、地方が行うのになじまないのではないかと意見が分かれました。こういった専門性の高い事務につきましては、国から事務の移譲を受ける際に、専門的知識を持った職員の受け入れのほか、地方共同による体制の構築とか、外部への委託とか、こういったことについても検討する、こういったことで整理をしております。それから、農地転用につきましては、県の役割となっているけれども、市町村の役割でよいのではないかと意見がございました。これにつきましては、産業分野の一分野としての農業ということで全県における農地のあり方に関わる分野であることから、県が実施をしますが、まちづくりの観点から、小規模な農地に係る農地転用は市町村が実施するという形で整理をしております。それから、教育につきましては、形骸化している教育委員会は、当初は、任意設置のような中途半端な形にするのではなく、廃止してしまうべきというご意見がありまして、これにつきましては、原則といたしまして、教育委員会を廃止をして、首長部局が教育部門を所管して、そのサポートを教育機関が行う、そういった整理をしております。

それから、13番目といたしまして、中間的な自治体につきまして分離型ということで、県と市町村との役割を分離するというを前提としながら、新たな融合型の形態をもつものをつくるのではないかと、あるいは、国と県との間の中間的な自治体というものを考えてもよいのではないかと、こういった意見がございました。前者につきましては、中間的な自治体につきましては、各主体の役割を分担した上で、必要な連携を行う手法の問題として中間的な自治体を提案することなので、新たな融合型の形態という類のものではないという形で整理をしております。それから、この中間的な自治体は、地方における事務の共同連携手法として考えておりまして、国と県との間におきましては、事務を受託する、そういったもの等を基本として考えるということで整理をしております。

それから、国有林の関係でございますけれども、県が管理すべきということにつきましては、国有林は、県が管理するものという形で整理をしております。それから、最後でございますが、事務の共同組織につきましては、一部事務組合などは動きが鈍い、団体間で温度差があると進まないということで、もっと起動的に動ける仕組みが必要ということで、こういったこともございまして、ハイブリットサービス提供主体であります、事務執行連合を提案しているということでございます。以上でございます。

林企画部長 はい。本日の概要につきまして、説明をしたところでございます。それでは、委員さんの方からそれぞれご意見を賜ればと思います。よろしくお願い致します。

坂口委員 よく整理ができていると思います。たしかに、補完性の原則と身近な行政サービス

は身近な自治体がするというのは本当にすばらしいことだと思います。そういう中でひとつ思いますのは、この鳥取県という一番小さな県から発信する地域主権のあり方ということですが、各自治体を見てみると、やはり規模の大きさだとかさまざまな違いがありますよね、米子市があれば日吉津があるというように。そういうことを深く整合性をとらせようとして中間自治体というようなご提案がされていますが、元々のスキームを変えないで、今のスキームを何とか準用して地域主権型の提案をなさっておられますので、本質的には、基礎的主体な考え方である程度、自治体として必要な規模であり、人口であり、財政規模であり、サービスであり、こういうのがあると想定された中での、役割分担という考え方というのもあっても良かったのかなと思います。それと、この提案を今後どう扱っていかれるかということで、多分これは、鳥取県発であるから当然、鳥取県は、この方向に向かって県と各自治体との関係をそれなりに変えていかれると解釈するんですが、どのようにロードマップを持って、県と自治体との関係を修正していかれるのを見たら嬉しいかなと思います。高度な専門性を持っているものについては、県がした方が良く、そのとおりかもしれません。しかし、そうしていくと、色んなところで曖昧になっていく部分があるのではないかと、そういう分類で、はっきりある程度けじめをつけていくやりの方がはっきりして良いのかな。それは、住民の意思で住民が「こういうことをしてほしい」とまず行政に伝える仕組みができて、でも「この規模では、そのことに関してできないですよ」と。それは住民が判断していく、住民の責任という者を発信していく効果もあるのかなという感じが致しました。

内海委員 だいたい、これまでの論点について大変良くまとめられているなという感じがしました。特に、あの住民視点という時点で、「はじめに」のところ分かりやすくありまして、「はじめに」というところで大変よくまとまったかなという感じがして、随分気になることを言ったことに対して、適切に今日を迎えることができありがとうございます。それから、教育委員会のことでございますけども戦後60年が経って、団塊世代が270万人くらい生まれた世代がいたころの教育と、今や108万、109万人しか生まれず、鳥取県でいったらせいぜい1万3000人しか生まれず、小さなところで、一年で11とか12でしか子どもが生まれず、その中で一学校やっても60人・70人しかいない、そういうところが教育長や教育委員会を持ち、それで果たして子ども視点になるかなということ、それなら教育委員会をスパッと辞めた方がいい、いつまでもそういう社会環境が全く変わっているのに、ここだけが一步も動いてないという、それで昨日の夜にですが、東京が土曜日にですね、もう授業を始めようと、「いいよ、俺がやるよ」と言ったらですね、大阪の橋下知事がですね、大阪もやったらどうだと言ったら教育委員会がノーと言ったんですね。やっぱり、教育委員会って、色んな利害関係者が夜間協議したらですね、一体誰の協議になるかよく分からなくなるんですね。やっぱり、混乱しちゃうんですね、子どもという単語が出ると。もう、いっそのこと廃止した方がすっきりしていいんじゃないかなと思ったりします。こここのところだけは、中途半端になることは、辞めた方がいいかなと思います。もうひとつ住民自治ということは大変よくわかりましたけれども、実は、この30ページ

のこういう図式がございますが、県や市町村が直接住民に委託をする、それから連携してするサービスと、もうひとつは、新たな公共ということで地域住民との連携と、こういう図式になっておりますけれども、今度の地域主権というのは、「はじめに」とありますように、住民が主体の地域主権ですよとなるとこれは、どこかに行政の下請けとして委託を受けるのではなくて、共同のパートナーとしてというところが、いわゆる図式ではこうなっちゃうんでしょうけども、横に書けませんから、ただNPOその他に委託をして、やはり行政と下請け機関で仕事をするという認識をやっぱりここはもうなくしてもいいんじゃないか、逆にこの部分は私たちが行政とパートナーとして共同でやりますよ、という形のものかなというところだけ、もうひとつ気になったかなというところがございます。今度の地域主権は少なくとも行政の下請けではない。それから財政の問題でいわゆる地域間格差、地方格差というものをきちっと是正するというを明確にしておかないとですね、時間が経つと地域のエゴというものができましてね、何で俺たちのところの金を持っていくんだ。妙な地域の要求というものが強く出てくると、鳥取県みたいに全部もらったって足りないところは困ってしまうので、強く打ち出してほしい。東京などは違った行政サービスをやってましてね、こんな不公平はない。そこんところは、やはりここは国が責任をもって、きちんとしておいて欲しい。ただ、私は地域主権とは最終的に行政サービスのスリム化ということになるんじゃないかな、という点で、単に今あるものがこうばらばらになりますよ、というのではなくて、最終的には、行政サービスが住民と一緒にすることによってスリム化するんですよ、ということになって初めてこの地域主権というものが生きてくるわけで、そのところというのはなんとなく私たちは、スリム化になるということが非常に大きいポイントかな、と思ったりいたしております。最初は、よく分かんなくて、とんちんかんなことを申し上げました。でも、ずっとこうやって色々聞いていまして、時代ってこういう具合に動いていくのだな、と大変よく分かりまして、私が少なくとも、残された仕事をしていく上で、ひとつの大きな方向付けができたな、と思ひまして大変ありがたかったかなと思ひますし、私は、よくジェット旅客機みたいな高さで飛ぶ知事や神野さんと、失礼ながらせいぜいヘリコプターで一生懸命やっている亀井さんや我々地上軍でべたべたやってる者との意見を、なかなかきちっとこういう具合にまとめられて、企画というのはすごい賢い人たちの集団だな、と今やヘリコプターはジェット旅客機の高さを飛べるようになったかなとそんな冗談をよく言うんですけど、私はよくこれだけパラパラパラした意見をまとめられたなと思って、部長さん以下、大変敬意を払います。私は、大変勉強になったことをお礼を申し上げます。ありがとうございました。

水野委員 素案を見させていただきましたけど、皆さんおっしゃっていらっしゃいますが非常によくまとめていただいております、ヨイショするわけではないですけども鳥取県には優秀なスタッフがたくさんいらっしゃるなとつくづく思いました。

私は公益法人の代表として今回出させていただいているわけですけども、これから県の財政も非常に厳しくなっていくと、さらに鳥取県というのは全国の中でもボランティア参加率がトップだというような、嘘かホントか知りませんが、そういうことを聞いております。

(林企画部長 ホントです)

水野委員 ホントですか。そういった中でさきほど行政のスリム化という話もありましたけども、私も一般的には公共サービスというものは行政がして行政から受けるものだ、という認識が強いわけなんですけど、やはりいかにこれからNPOをはじめ、そういった団体が行政サービス、公共サービスの一端をどれだけたくさん担っていけるか、ということが大きなポイントになってくるんじゃないかなと思いました。事業、まちづくり、これがこれからの地域主権のほんとに大きなポイントであるのかな、と思っております。そういった中で、NPO等が公共サービスを担うシステムというものをもう少し明確に、システムがわかりやすくできると色々「こんなのなら我々の団体もこういったことが担えるのではないか、我々の力でこういったボランティアが出来るのではないか」ということがわかって、積極的な市民のまちづくりへの参加というものももっともって進んでくるんじゃないかなと思いました。

地域主権というのは、やはり地域のオリジナリティというものをだして、他の地域といかに差別化を図っていくかということが重要であると思っておりますので、そういった鳥取県民の特性なんかをうまく使って特徴のある地域づくりをしていく、ということを活かすといいんじゃないかと思っています。

NPOというと県から補助を受けてという認識がありますけれども、補助を受けてというよりも補助から県との契約、補助から契約、県と契約をして予算・報酬を受けて公共サービスをしていく、というその割合が大きくなってくれば、もっともってNPOというような団体も公共サービスを担うような団体に成長していけるんじゃないかなと思いました。

吉弘委員 私も事務局さんと一緒に色々話をさせていただきながら今回、案のところでご無理を言ったりしながら、まとめに少しだけ参加させていただきましたので、非常にこうやって完成されてのを見てですね、すばらしいものができているな、と感じたのと同時に、若干こう言っておけばよかったな、と今考えてしまってですね、今もう盛り込むのはちょっと難しいとは思いますが、一点ばかり、そういえばこれもあったらよかったなと思ったことがありまして、それをお話しさせていただこうと思います。

一つですけれども、教育に関しては少し書いてあるんですけど、教育とか金融行政とかそういったときに、人事、人の異動について意外とふれてなかったな、と。ポイントポイントでふれられているんですけども、例えば行政サービスを柔軟化するというときに国からモノと行政権限が降りてくるんですけど、人の異動をどうするか、ということを整理したほうがよかったかなというふうにもふってですね。つまり、それを担保できるような人材をどういう風に確保していくのか、それがどういう配置権があるのか、というそういうところを実は配分を変えたときに重要な論点としてでてくる可能性があるな、と思いました。部分部分ではポイントでふれられているんですけども、実は独立した節としてそういう項目があってもよかったかな、ということ遅ればせながら今話をさせていただきました。

あと、内海会長なり水野理事長なりがおっしゃられていたところでいうと、住民の参加、NPO参加がある、一つ言えばこれは住民の直接的な行政への参加であるわけですが、住民の参加の方法としては、往々にしていつも平井知事がおっしゃられてきたガバナンスをどういう風にきかせるか、という点で言うと間接的なチェックの参加とかですね、そういったところが重要になってくるのかなと。つまり、もちろん投票制度がありますから、その直接的な投票制度があるんですけども、住民と直接的に連携していくとどうしてもさきほど内海委員が言われていたように、下請け的になってしまうんじゃないかという危惧をどういうふうに払拭するかというのが重要な論点で、連携している関係の中に問題がでてきたときにどうやってそれをちゃんと解決する場があるのか、とかそういったものをしっかり担保することによって、住民の直接的な参加と間接的な参加というものをしっかり効かせる、ガバナンスを発揮させる、というところがあるのかなと思いました。

簡単ですけど以上であります。

平井知事 私も委員のほうとしてですね、割と好き放題言わせていただいたことでして、事務局の皆さんには大変ご迷惑をおかけして、この場でお詫びを申し上げたいと思います。内海先生がおっしゃるように空中戦ということではなかったと思うんですけども神野先生が非常に理論的な整理をされ、それから皆さんそれぞれのお立場から建設的なご提案が盛り込まれ、分析が入り、そしてこうして一つの案が出来たことを感謝を申し上げたいと思います。私からも何点かですね、ちょっと申し上げたいなと思いますが、最終的にはこれから取りまとめたうえで世の中に出していく、その出し方もですね、また皆さんとご相談させていただきながら事務局で考えてもらう必要があるなと思いました。

まず、今皆さんのお話とも関連するんですけども、坂口委員がおっしゃたようにですね、これからどうやってこれを扱っていくのか、というところですが、私も今改めて見させていただきますと、このレポートの性格が今ひとつはっきり出ていないなというふうに思います。

「はじめに」の中なのか、あるいはその前にもう一つ「序」があってもいいのかもしれないけど、これは地域主権の理念型を作る、ということだと思うんです。これから国で議論がなされます。その時に、鳥取県の地域主権研究会ではこういう提案がありましたね、と、後々に参照してもらってこれからの地域主権の考え方のうち一つの理念型を示すものだと思います。

そういうことで私たちは地域主権の実現に向けて、こうしたメッセージを出させていただいた、ということだと思います。そのことを一番最初のところにきちんと書くべきではないかな、思いました。

ロードマップについてはですね、これをこれから皆さんの案として世の中に出していくわけですが、出来れば神野先生にもスーパーバイザーとしてもう一度手を入れていただいてですね、今日のご意見も含めた案をもう一度皆さんと事務的に共有させていただいて、順次相談させていただいてですね、そしてどこかの日付で発表すると、公表するという段取りを組むべきではないかと思っています。それを国の方の地域主権の戦略会議だとかそういうところに我々として提示して

いくといいますが、提案していく。そういうことで国全体の議論に影響を与えるのが一つだと思います。

あともう一つは坂口委員がおっしゃったように、この中で例えば国の出先機関を廃止しなければできないようなことだとかは一杯ありますので、そういうのは国の制度改正にどうしても連動するわけでありますが、ハイブリッドサービスの提供というようなですね、委員もおっしゃるように規模の小さなものと大きなものが混在していますので、特に規模が小さなところで過渡的なことかもしれませんが、ハイブリッド的ですね、県と市町村が合同してサービス提供をする、というようなことは順次実現していけばいいんじゃないかと思います。

その他、市町村と色んな役割分担で県と市町村の間で話ができること、例えば医療保険の問題だとかですね、介護保険の問題だとか、これは部分的に実現可能ではないですか、というような議論になるようにですね、そういうことはやっていけばいいのだろうと思います。

それから、あと次に内海委員、水野委員、吉弘委員のほうのお話し、なるほどなと思います。私も同じ意見を感じていたんですけども、住民が主役である、それからNPOなどがこれから輝いてですね、パートナーとしてやっていくんだ、というところがまだ今回の報告案の中には十分出てないんじゃないかなと思いました。例えば30ページの内海委員もおっしゃるような図表の作り方も、これはいかにも下請け的に確かに書いてありまして、やはり住民とそれから少なくとも左右かもしれませんが住民と行政、地方行政とかですね、お互いが相互作用しながら対等の立場で地域を動かしていくんだよ、というそういういい案をですね、この際確認して世の中に提案していくべきではないかと思います。その際、今、吉弘委員や水野委員からも具体的な話がありましたけれども、どうやってその住民のセクターがきちんと動けるようになるか、そのための手立てをもうちょっとこの我々の提案の中に書いてもいいんじゃないかなと思いました。例えば新たな公共として位置づけられるわけでありますから、寄付金に対する税制上の措置を講じるとかですね、これはもちろん国が応じなければならない提言だと思いますが、そういうものであるとか、補助のやり方ひとつとっても、従属関係ということではなくて、パートナーパートナーだと。吉弘委員がおっしゃるようにガバナンスの関係からして、相手方も下請けとなって動くのであれば、結局行政側が用意したスキームがうまく合わないということがでてくるんだと思います。そのときに調整するような仕組みを県庁なりあるいは市町村なりで、内在的にもっと必要であるかもしれないと思います。そういう住民やNPOと共同でやっていくための行政体制自体を変えていくという仕組みづくりですね、これがもう一つ出てくると地域主権の意味がもっとはっきりしてくるんじゃないかと思います。

それからあとは、若干細かいことも色々ありますが、それはまた事務局の方と話をさせていただこうと思いますが、全体を通して見て、もっと読みやすいかたちにしていく方がいいのかなと思いました。例えば、3段ロケット型っていうのも我々の提案として出していいのであれば、それをアピールするように作っていったほうがいいのかなど。タイトルなんかもそうでありますけれども、「鳥取県発地域主権型社会」といっても何のことかよくわからないですよ、全国の人には。「鳥取県発」とつくると全国の人にとっては値打ちが下がっちゃうと思うんです。む

しろ3段ロケット型、住民主役の3段ロケット型の地域主権提言、とかですね、タイトルなんかも工夫したほうがいいのかなと思いますし、この文章だけでなく、視覚的にわかるような、そういうマンガ王国鳥取でございますので、もう少しわかりやすい表現でやったほうがいいんじゃないかなというふうに思いました。

それからあと、別のことで色々医療とか介護とかですね、教育なんかで議論がございました。その辺は委員のご提案とか神野スーパーバイザーのお話も踏まえて修正すべきは修正していけばいいんじゃないかなと思います。確かに教育委員会のところは中途半端な制度になっていますので、そこは中途半端ですよということを明らかにしてですね、それで廃止なら廃止ということで、打ち出すなら打ち出して、ただ、それについてこういう補助的なことを考えましょう、ということで整理をしたほうがわかりやすいのかなと私は思います。随所そういうところがありまして、坂口委員がおっしゃたように、住民分離型なら分離型で記述したほうがすっきりするということだと思います。私もそうだと思います。書いた上でただ規模の問題だとかがあって、当面、県と市町村が共同でやるような場合にハイブリッドサービスを提供する、と。そういうふうに論理的にわかりやすく整理をしたほうがいいのかなというふうに思いました。

あとですね、全体を通じまして、資料のものと文章の部分が混在しているとかえってわかりにくいのかなと思いますので、ブックレットはブックレットだけにして、それに資料編がつくようなものにするとか挿絵的に挿入するとか、ヒントを外に向かって公表するときまでに、神野スーパーバイザーともよく相談しながら整理していったらどうだろうかと思います。

林企画部長 各委員さんからご意見頂戴いたしました。今、知事の方からもお話がありましたけれども、いただいた意見をまた盛り込んで、出来るものも盛り込んでご覧いただきながらスーパーバイザーとも相談して作っていきたいというふうに考えておりますが、また皆さん方、今のを含めてご意見はございますか。

坂口委員 知事のおっしゃったとおり、この提案書をどこにどうやって出して、という最後の成果を得るかということ考えたうえで、なんとなくそうじゃないかもしれませんが、鳥取県で考えた中で地域主権のあり方、みたいなところを感じる場所があるので、普遍的な、例えば日本で一番小さなところからこうあるべきだ、こうあるべきの地方地域主権のあり方、みたいな形の考え方が一本芯が入っていれば、皆様方に非常にわかりやすいかたちになるんじゃないかなと思います。なんとなく、ああいう場合はこうやったほうがいい、というようななんとなく対処療法的な書き方があるようなところも感じる場所がありますので、そんな意見でございます。

林企画部長 分担しながら連携ということで、ちょっと専門性のある部分とかですね、そういうことで県にというようなことしておりますけれども、今各委員さんからお話もありましたように、基本線はこういうことだ、というふうに示しながら、ただ、実態として小さなところとか、あるいはさきほど吉弘委員さんからもございましたけれども、人材面で高度なものについて人材

の確保をどうするのかという点があるから連携してやっていくとかですね、そういうような整理をしていきたいと考えております。

内海委員 実はこれ、読むのってほんと大変なの。最初から最後まで読むのは。そういう点で今マンガ王国とおっしゃったんで、言ってみるとこれのミニ版というのがあってですね、こんなものか、ということがわかるものが、とてもじゃないけど読むのが大変でございます。それともう一つ、これは一つのモデルだと思えばですね、あまり現実のものを考えすぎますとですね、どんどん下に向かって妥協してしまってますね。正直言いますと私はよくかみさんに現実的なことを、こんな場合どうするんだ、とやってるとですね、これは今と変わらないものができる。いわゆる新しい地域主権がこんな形になりますよ、と。これはこれでですね、そういう展開で私は非常にいいかなと思います。それをやらないと市町村にこれを持っていきますと、現実にはできませんよ。これでは全く進まないわけであって、新しい時代になって新しい考え方で、もう古いのをやめよう、これがこれからの時代だよ、ということですね。これはこれで下の方をみないで作られてもいい。ただ、もうちょっとわかりやすく、知事ももうちょっとわかりやすくとおっしゃってたけど、ガイドブック的なですね、ああこんなことになるんだな、ということがまず。これほんとには大変なんですよ。

吉弘委員 わかりやすさという点が議論の一つ、論点になってるんじゃないかと思ったんですけども、そうすると我々は行政サイドに近い人間でもありますけれども同時に市民でもあるわけで、そうすると市民の方が暮らしていくうえでどんなこの地域の変化というもの、こうなってくるとこんなに変わるんだ、ということわかりやすく伝えるということが重要になってくるのかなと思います。ですから例えば、今までの街中での活動をされてる方とか、ただ暮らしてる方とか、あるいはお子さんを持ってる方とか色んな方がいると思うんですけども、そういう人々の暮らしに、こういう新しい我々が提案していく、鳥取県型地域主権が実施された場合はどういう豊かな社会になるのか、ということを書かれるというのは一つのアイデアなのかなと思いました。

水野委員 初めから字が多いなあと思って、あまり言うとか恥ずかしかったんで口に出さなかったんですけども。もちろんこの提案というものをですね、国に出して、これからの国での地域主権というものの議論の中に影響力をですね、及ぼせるような持って行き方をしていただきたい、ということ、これはほんとに重要なことでもありますし、また、この提案をですね、住民の人たちと一緒に議論して行って、これをたたき台にして議論して行って、これからの世の中というものはこういうふうに動いて行ってですね、今までは国からおりてきたものを受け入れるのみであったんですけども、これからはやはり自分たちの頭を使って考えて、結論を出して、そしてそれに責任を取っていかなければならない、という時代にこれからなっていくんだということをこういったものを通じてですね、市民と一緒に議論をしていく、ということも同様に、国にアクションすることと同様に重要なのではないかなと思いました。そういった中でこれはこれとしてです

ね、いいのかもしれませんが、これのミニ版といいますか、わかりやすい、多分これを普通の市民の方が見て、なかなか読んで理解しようと途中まではいくんですけど、どうかなと思います。これはこれであって、もっとわかりやすいですね、版をですね、作っていただくと議論ももう少し広まるのかなということを感じました。

以上です。

内海委員 一つだけ。地域主権、地域主権とやたら聞くんですが、一丁目一番地、一体なんであろうか、と。ほとんどの人が、それでどうなるんだ世の中は、なんだあれは、ということになってるので、これを私はですね、極端なことを言うこのままでも、少なくとも時代はこんなことになりますよ、ということ是非常にこれはですね、私はある意味では価値ある提言、このまま裸で出しても、少なくとも関係者その他は別として、時代が、こんな時代になると。これはこれで少なくとも地域主権を私は全然知らないですからね、ほとんど県民も知らない。首長だってよくわかんないことを言ってるよ、というレベルだと思うんですよ。私は、これはこれでも随分方向性を示したかなあと。誇りうるべき作品だと思います。

平井知事 そろそろ議論を取りまとめたいと思いますが、私も最後にお話を聞いていただければ、一つはですね、メッセージを明確にすべきだろうと思います。もうちょっとわかりやすく、というご提言を相次いでいただいております。

私は、何のための地域主権か、ということで、これは住民の手によって地域をよくするため、ですよ。そのことをまず第一に訴えるべきだと思います。また、国、地方を通じて究極の効率的なサービスを提供して一番いいパフォーマンスをする、それが目標だということですか、また地域の自立と自由を保障する、国全体そういう制度を設計すべきだと、そういうメッセージを送るべきではないかと思います。その辺にあわせて今欠けているところの住民だとかNPOとの関わりの部分をですね、これをもうちょっと書き起こしたほうがいいかもしれませんが、そういうテーマも加えながらメッセージを出したらいいんじゃないかなというふうに思います。細かいところで事務分担がどうだとか、そんな色んな議論がありえるでしょうから、それは今後色々な方々で議論を増していくことを前提にしてですね、まずはステレオタイプとして打ち出すということがいいのではないかと思います。

あと、今、水野委員の方からもお話がありましたけれども、やはり住民の皆さんは地域主権についてこれを題材にして議論したほうがいいと思います。

例えば春のうちに提言をとりまとめて世の中に発表して、全国からの参加を募ってですね、秋ごろにフォーラムといいますか、こういうことを話し合うようなそういう場をもってですね、色々住民の皆さんとかあるいはJCの皆さんと色々なところに出かけて行って、これからの地域主権についてどういうふうに考えるか、向き合うべきか、住民として地域として、そういうテーマでですね、議論していく場をどんどん作っていく必要があると思います。

夏頃以降さらに次の段階、国全体の地域主権の議論が動いていくと思います。今の政権の中を

みていると皆が言いたいことを言い合うということがだんわかってきまして、沖縄の普天間基地をみてもですね、みんなばらばらのことを言っているわけではありますが、ほんとに仲が悪いのかな、と思って個別に色々な話を聞くとほんとに仲が悪かったりしますけれども。これからどんな議論が進むかよくわからない、と、地域主権はまさにそうだ。総務省の原口大臣はものすごいこれに傾倒してまして、一生懸命やろうと。鳩山総理はいい人ですから、そうだそうだ、と言って引っ張ってくれているわけですが。片方で国土交通大臣だとか農林大臣だとか権限関係が明確にあるところはですね、今から反対するぞ、という姿勢が見えるような気がします。ですから、これについては議論が多分迷走してくると思うんですけども、ただ、えいやぁっと今年の12月になりますと、ぼっと決まってしまうかもしれません。ですから我々もですね、住民の皆さんを巻き込んで一緒に勉強をしていく必要があると思いますし、出来るところからNPOや住民の皆さんと地域づくりを実践活動でやっていくことでここに書かれているようなことをですね、部分的に実現していくべきなのかなと思います。そういう意味で提言をどう出していか、坂口委員だとか皆さんのご関心のこととあわせて水野委員がおっしゃるように、県内でどういう風にこれを具体的にですね、議論を喚起をして中身を実現していくか、というところもあわせてこれから我々努力していかなければならないんじゃないかなと思いました。

林企画部長 ありがとうございます。色々ご意見を頂戴いたしました。いただいた意見について、冒頭にも申し上げましたけれども提言の中に盛り込んで、また皆さんにもご覧いただいて整理していきたいというふうに考えております。それから提言自体わかりやすくといいますか、ビジュアルなというか、もう少し簡素でビジュアルなものも考えていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、この使い方でございますけれども、知事のほうからもお話ししましたように、国に、ということもありますし、それから今ありました、我々の方でも県内のタウンミーティングというような形のものを考えていきたいと思っておりますし、それから県と市町村で色々な事務の整理を今やっております。そういうところでのたたき台にも使えるというふうに考えているところでございます。あわせて今知事のほうからもありましたけれど、外への打ち出しというのも再度考えてまいりたいというふうに思っております。

だいたいこういう整理をする、ということで皆さんご了解をいただけますでしょうか。

それではそういうかたちで整理をさせていただきます。よろしく願いいたします。

事務局、その他ありますか？

委員の皆さんのほうから何かございますでしょうか？

それでは大変、4回にわたりまして色々ご支持いただきましてありがとうございます。最後に知事のほうから。

平井知事 皆様にはほんとに心からのありがとうと感謝の言葉を申し上げたいと思います。地域主権というのはたった一人の力だとか行政機関だけの元でできるものではないんだと思うんで

す。今も計らずも4回目の議論をしておりますが、やはり住民が主役で地域が主役になるということはどういうことか。それについての皆さんの熱い思いが出てきたなと思いました。多分、間違いなくそういうことだと思んです。この地域主権を本当の意味で住民の手による地域を作り変えていき、国を壊して再構成していく、そういう明確な指標として、これから鳥取発で世の中を変えていけるように皆でがんばっていければと思います。

本当に4回にわたりましてご足労いただきましたし、その間にですね、事務局と大変な議論をしていただきまして、今日までたどりつきました。皆様に感謝を申し上げ、そしてさらに最終形をですね、皆様とともにもうしばらく時間をかけて作りあげていくことをお約束申し上げまして、お礼の言葉にさせていただきたいと思います。本当にどうもありがとうございました。

[文責：企画課]